

**令和4年度世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金**

# **概 要 資 料**

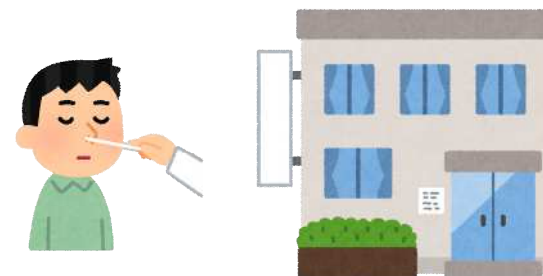
# 令和4年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金

○令和4年度世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金は、次の4つのメニューで構成されています。



## 1. 新型コロナ専用病床の確保(P.2)

新型コロナウイルス感染症患者等の入院を受け入れる病床を確保した医療機関を補助します。重点医療機関などの医療機関が対象です。  
詳細は2ページにお進みください。



## 2. 発熱外来等の運営(P.3)

帰国者・接触者外来を行う病院、保険診療としてPCR検査を実施する医療機関などを支援します。今年度は保険診療PCR検査と保険診療抗原検査の検査数に応じた補助となります。詳細は3ページにお進みください。



## 3. 休診中・病床使用停止中の経営継続(P.4、5)

医師等や入院患者が新型コロナ感染症に罹患したことにより、休診や病床使用停止になった医療機関を支援します。詳細は4ページにお進みください。



## 4. 回復後患者の転院受入事業(P.6~9)

区内の新型コロナ患者入院受入医療機関より、国の示す退院基準を満たした新型コロナ回復後患者の転院を受け入れる医療機関等を支援します。  
詳細は6ページにお進みください。

# 1.新型コロナウイルス感染症専用病床の確保

○新型コロナウイルス感染症専用病床を確保し、その病床を世田谷区民が使用した場合に補助をおこないます。



## 対象となる医療機関

国や都により新型コロナウイルスの入院医療機関として位置付けがされた区内病院及び有床診療所。  
(東京都感染症入院医療機関、東京都感染症診療協力医療機関、新型コロナウイルス感染症重点医療機関・協力医療機関)【国または自治体が設置者の医療機関除く。】

その他、区長が必要と認める病院及び有床診療所

## 交付要件

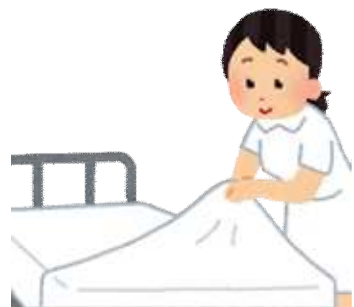
新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いがある者のみが使用することができる病床を区民が使用すること。

## 補助額

新型コロナウイルス感染症専用病床を重症の区民が使用	1日につき1床	24,000円
新型コロナウイルス感染症専用病床を中等症の区民が使用	1日につき1床	16,000円
新型コロナウイルス感染症専用病床を上記以外の症状の区民が使用	1日につき1床	8,000円

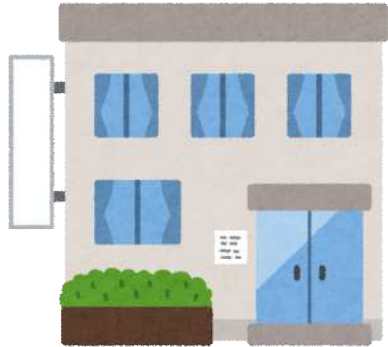
## その他

○所要額算定表兼疎明資料に記載する症状については、国及び東京都に報告をする症状と同じ症状を記載してください。



## 2. 発熱外来等の運営

○帰国者・接触者外来や発熱外来などを実施し、保険診療としてPCR検査をおこなう医療機関を支援します。



### 対象となる医療機関

区内の病院または診療所（国または都が設置者のものを除く）であり、PCR検査について行政検体の受け入れ、または保険診療による検査を行うことのできる医療機関。

### 交付要件

以下のいずれかを満たすこと。

- ア．区内で帰国者・接触者外来を運営していること。
- イ．発熱外来の診療を1日3時間以上、月に10日以上実施し、かつ発熱外来を実施していることをホームページ等で周知している、又は区のホームページへの掲載に同意すること。
- ウ．訪問診療については、発熱・咳等の疑似症状を有する患者に対し、月4回以上の訪問実績があること。施設要件はございません。

### 補助額

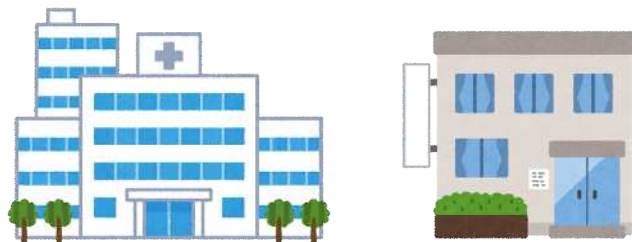
保険診療によるPCR・抗原検査数が月300件以上	1か月につき	400,000円
保険診療によるPCR・抗原検査数が月200件以上	1か月につき	300,000円
保険診療によるPCR・抗原検査数が月100件以上	1か月につき	200,000円
保険診療によるPCR・抗原検査数が月100件未満	1か月につき	100,000円

### その他

補助金の実績報告時には東京都に報告している、PCR検査件数の写しを添付していただく必要がございます。補助金のながれについては、10ページをご確認ください。

### 3-(1).従業員または入院患者の感染による休診中の経営継続

- 医師等や入院患者が新型コロナウイルス感染症に罹患したことにより、休診となった医療機関を支援します。
- 今年度は発熱外来等を実施する診療所も対象となります。
- 病床使用停止については次ページをご確認ください。



#### 対象となる医療機関

区内の病院または診療所（国または都が設置者のものを除く）。  
無床診療所の場合は、3ページの発熱外来等の運営事業を実施している診療所が対象。

#### 交付要件

以下の全ての要件を満たすこと。

- ・休診の原因が、当該医療機関の従業員または入院患者に新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いがある者が発生したこと。
- ・休診していなければ外来診療（1日3時間以上）または訪問診療が予定されていたこと。
- ・補助期間内に外来診療等を再開すること。
- ・休診及び再開をホームページ等で周知すること。

#### 補助額

休診した1ラインごとに、休診した日1日につき、41,700円

休診していなければ外来診療（1日3時間以上）または訪問診療が予定されていた日に限る。

休診期間とり患または疑いのある者の健康観察期間中のいずれか短い期間を助成期間とする。

無床診療所については、1診療所を1ラインとし、休業開始日より14日間中の診療予定日数を上限とする。

## 3-(2). 従業員または入院患者の感染による病床使用停止中の経営継続

○医師等や入院患者が新型コロナウイルス感染症に罹患したことにより、病床使用停止となった医療機関を支援します。



### 対象となる医療機関

区内の病院または有床診療所（国または都が設置者のものを除く）。

### 交付要件

以下の全ての要件を満たすこと。

- ・病床使用停止の原因が、当該医療機関の従業員または入院患者に新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いがある者が発生したこと。
- ・補助期間内に病床の使用を再開すること。
- ・病床使用停止及び再開をホームページ等で周知すること。

### 補助額

使用を停止した病床1つ、使用しなかった日1日につき、8,000円  
休診していなければ外来診療（1日3時間以上）または訪問診療が予定されていた日に限る。

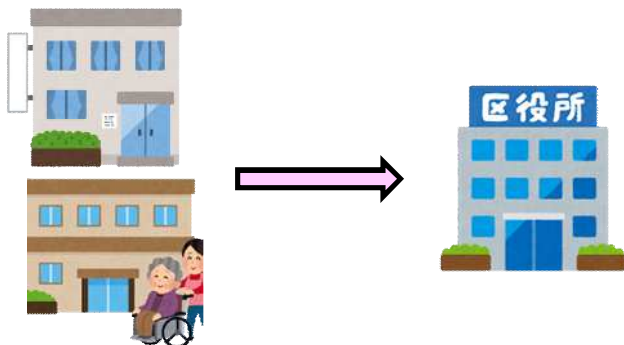
病床の使用停止期間とり患または疑いのある者の健康観察期間中のいずれか短い期間を助成期間とする。

## 4. 新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院受入事業

- 国の示す退院基準を満たした新型コロナ回復後患者の転院を受け入れる医療機関、介護保険施設等を支援します。
- 転院元病院、転院先施設それぞれに支援します。

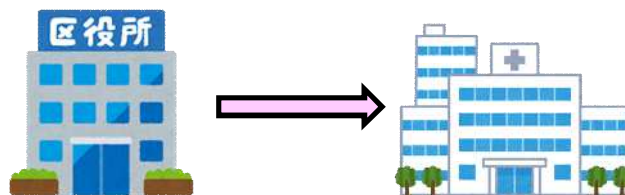
### 事業スキーム

#### 転院・転床受入施設の登録



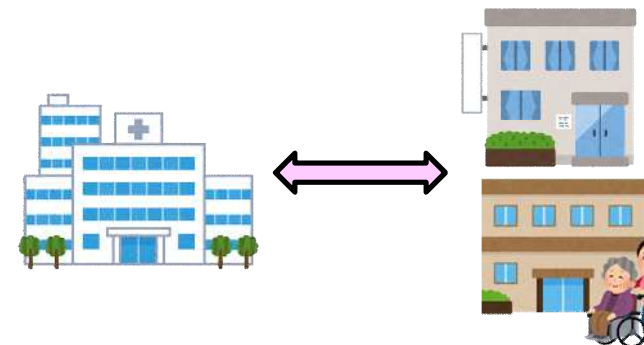
新型コロナ回復後患者の転院を受け入れる施設は、区に「転院・転床受入施設登録票」を提出します。

#### 登録施設リストの配布



区は、登録票に基づいた受入施設のリストを作成し、新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関に配布します。

#### 転院調整



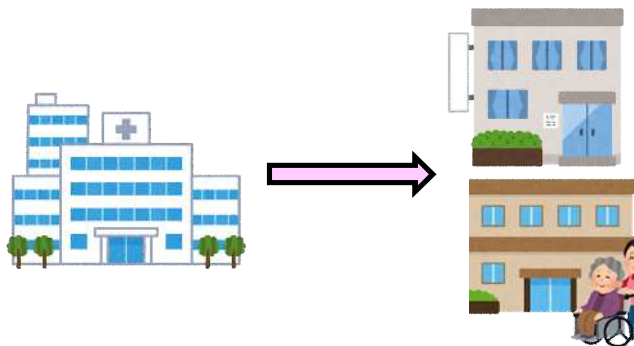
新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関と登録施設で転院調整を行います。  
(区は転院調整を行いません。)

#### 転院証明書の作成



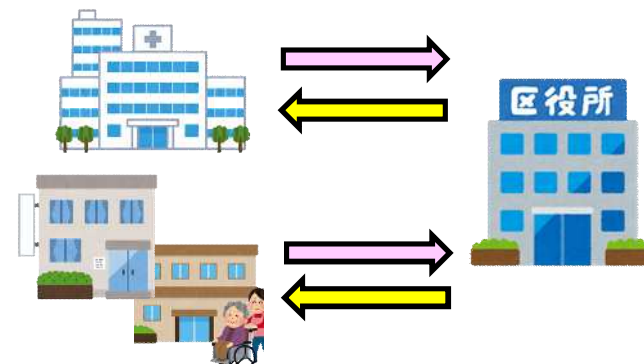
転院元である新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関は、転院証明書(区の様式)を作成します。

#### 回復後患者の転院



厚生労働省の定める退院基準を満たした新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院をおこなうと同時に転院証明書(区の様式)を発行します。

#### 実績報告



四半期毎に実績報告を区におこないます。  
区は実績報告書を審査し、補助金を支払います。

## 4.新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院受入事業

- 国の示す退院基準を満たした新型コロナ回復後患者の転院を受け入れる医療機関、介護保険施設等を支援します。
- 転院元病院、転院先施設それぞれに支援します。

### 転院元補助



#### 対象となる医療機関

区内で新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関。

#### 交付要件

国が示す退院基準を満たしたと判断した翌日より3日以内に速やかに転院を行うこと。

#### 補助額

患者1名につき 12,000円

### 転院先補助



#### 対象となる機関

転院元の医療機関より、国の示す退院基準を満たした新型コロナウイルス回復後患者の転院を、退院基準を満たしたと転院元病院が判断した日より3日以内に速やかに転院を受入れる区内の医療機関、介護保険施設（介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護老人福祉施設（ショートステイとしての受入のみ対象））及び、その他区長が必要と認める医療機関等。

#### 交付要件

区内の転院元医療機関より新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院を受け入れること。  
区外の転院元医療機関より新型コロナウイルス感染症回復後患者の区民の転院を受け入れること。  
いずれも、国又は地方自治体が設置者の施設が転院を受け入れた場合は対象外となる。

#### 補助額

患者1名1日につき 8,000円（転院翌日より20日間まで）



## 4. 新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院受入事業（転床について）

○国の示す退院基準を満たした新型コロナ回復後患者を新型コロナウイルス専用病床以外の一般病床等へ転床した場合にも、転院先補助を受けることが可能です。

### 転床補助



### 対象となる医療機関

区内で新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関。

### 交付要件

国の示すの退院基準を満たした新型コロナウイルス回復後患者が退院できない合理的な理由が存在する場合に、新型コロナウイルス専用病床から新型コロナウイルス専用病床以外の一般病床等へ転床をおこなうこと。

### 補助額

患者1名1日につき 8,000円（転床翌日より10日間まで）

### その他

転床補助については、国の示す退院基準は満たしたが、他の疾病等により入院の必要がある、ADLの低下によりリハビリが必要で退院ができないなど、退院できない合理的な理由が必要です。

### 転院元施設について

設置者が国または自治体の病院（区内においては自衛隊中央病院、都立松沢病院）については、補助の対象ではありませんが、転院支援の転院元の施設対象には該当します。これらの病院から回復後患者を受け入れた施設は、補助を受けることが可能です。

## 4. 新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院受入事業（想定されるケースと考え方）

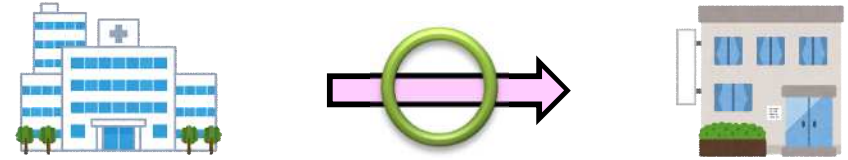
○転院受入事業について、想定されるケースが補助対象となるかについて、まとめました。

コロナ病床からコロナ病床へ転院（転床）させた場合



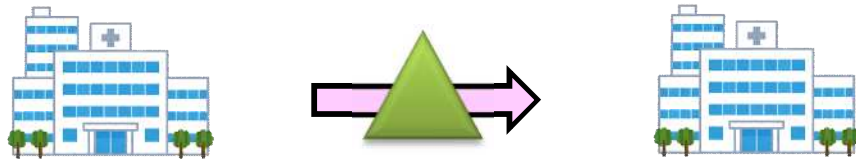
例：重症患者が軽症になったため、違う病院のコロナ病床に転院  
 例：軽症患者が重症化し、違う病院へ転院  
 補助対象外となります（新型コロナ病床確保が目的のため）。

コロナ病床から一般病床へ転院させた場合



例：中等症患者が退院基準を満たしたため、違う病院の一般病床に転院  
 補助対象となります。

コロナ病床から一般病床へ転床させた場合



例：退院基準を満たしたコロナ患者を、自院の一般病床へ転床させた。

回復後患者の転院を受入れ、さらに転院させた場合



例：回復後患者を A 病院から B 病院に転院させた。入院中に透析治療が必要となったため、透析治療がある C 病院に転院させた。  
 A 病院は転院元、B 病院は転先補助の対象。C 病院は対象外です。

施設にてコロナにり患し、入院。退院基準を満たした場合



例：A 高齢施設にて新型コロナウイルスにり患し、B 病院に入院。退院基準を満たしたため、再び A 高齢施設が転院を受け入れた。  
 補助対象となります。

コロナ病床から一般病床へ転床後、施設等へ転院した場合



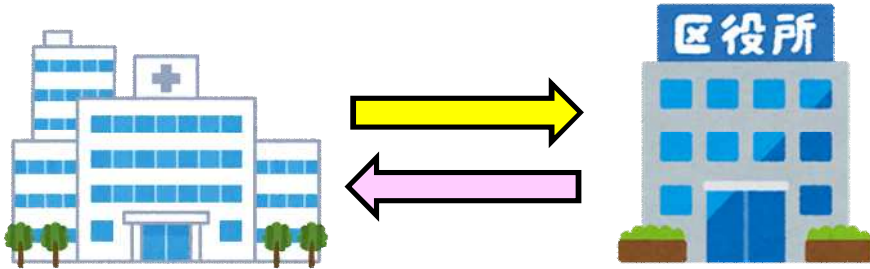
例：コロナ専用病床を確保するため、回復後患者を自院の一般病床に転床させたが、リハビリが必要になり B 高齢施設へ転院させた。  
 A 病院の転床補助は対象となりますが、B 高齢施設は対象外です。

# 補助金の申請と受け取りのながれ

## 交付申請

提出時期：できるだけ早く提出してください。

提出回数：最初の1度のみ。



補助を受けるために、最初に交付申請をする必要があります。

申請者の住所、氏名を記載します。印は今後同じものを使用しますので、コピー等を取っておくことをお勧めします。印は代表者の認印をご使用ください。

交付申請書（第1号様式）を区ホームページ（ページ番号：186537）

からダウンロードし、書類を作成します。

「補助事業計画書」の欄に、機関の名称、所在地を記入し、実施する事業にチェックを入れ、対応するアルファベットの補助対象要件に当てはまるものにチェックを入れます。

「個別事業計画」欄に実施する事業の詳細を記載します。添付書類を用意し、区に直接持参するか郵送します。

従業員又は入院患者の感染による休診中・病床使用停止中の経営継続はすべての医療機関がチェックを入れてください。

## 添付資料

添付資料は実施する補助事業によって異なります。

### 専用病床の確保

- ・補助対象要件の医療機関に指定されていることを証する書類（例：指定通知書）
- ・事業の実施場所がわかる書類（例：平面図の写し等）

### 発熱外来等の運営

- ・運営体制及び周知をおこなっていることがわかる書類（例：ホームページの写し等）
- ・東京都診療・検査医療機関に指定されている場合には、そのことを証する書類（例：指定通知書）

### 回復後患者の転院受入

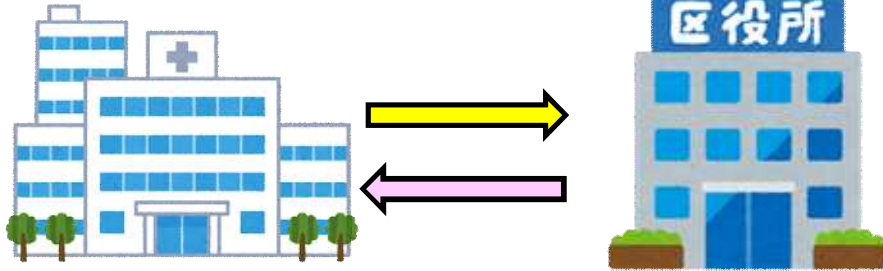
- ・転院患者を受け入れる可能性がある場所がわかる書類（例：平面図の写し）
- ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援事業補助金 転院・転床受入施設登録票（第2号様式）

従業員又は入院患者の感染による休診中・病床使用停止中の経営継続については、添付資料はありません。

# 補助金の申請と受け取りのながれ

## 実施状況・実績報告

提出時期：7月、10月、1月、3月



## 添付資料

添付資料は実施する補助事業によって異なります。

四半期毎に補助事業の実施状況・実績を区に報告します。

○第1期（令和4年4月1日～6月30日）

令和4年7月29日までに報告

○第2期（令和4年7月1日～9月30日）

令和4年9月30日までに報告

○第3期（令和4年10月1日～12月31日）

令和5年1月31日までに報告

○第4期（令和5年1月1日～3月31日）

令和5年3月31日までに報告

実施状況報告・実績報告書（第8号様式）を区ホームページ（ページ番号：186537）からダウンロードし、書類を作成します。

**交付申請の際と同じ印を使用してください。**

添付書類を用意し、区に直接持参するか郵送します。

区は内容を審査し、医療機関等に「交付額確定通知書（第10号様式）」を郵送します。【1か月程度お時間がかかる場合もあります。】

## 専用病床の確保

- 世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業補助金 所要額算定表兼疎明資料（第8号様式別紙1）

## 発熱外来等の運営

- PCR検査件数等の確認ができる図書（例：東京都に検査件数の報告をする画面のスクリーンショット等）

## 休診・病床使用停止の再開

- 休診、病床使用停止した理由が、医師等もしくは入院患者の新型コロナウイルス感染もしくはその疑いであること、及びそのことが原因で休診、病床使用停止したことがわかる図書。  
（例：新型コロナウイルス感染症が発生したことによる、病床使用停止についてホームページで周知した際の写し等）

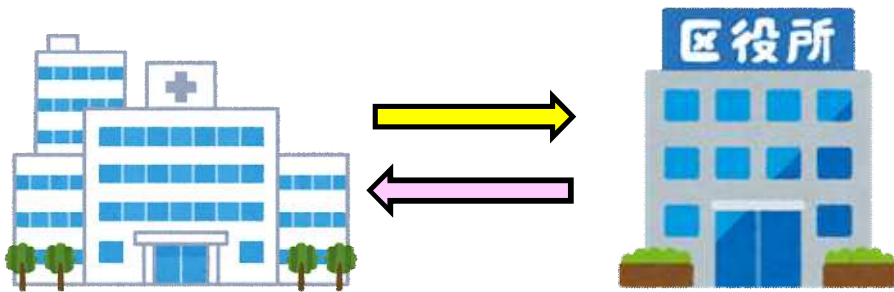
## 回復後患者の転院受入

- < 転院元医療機関 >
  - 転院元の場合、添付資料は不要です。
- < 転院先施設 > ・ < 転床 >
  - 世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援事業補助金 新型コロナウイルス感染症回復後患者転院証明書（第8号様式別紙2）
  - 世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関支援事業補助金 転院・転床患者報告書（第8号様式別紙3）

# 補助金の申請と受け取りのながれ

## 請求、受領

提出時期：区より「交付額確定通知書」が届き次第  
速やかに



区より「交付額確定通知書」が送付されたら、「請求書」を送付します。  
交付額確定通知書が届いたら、金額等をご確認ください。  
請求書（第11号様式）を区ホームページ（ページ番号：186537）  
からダウンロードし、書類を作成します。  
交付申請、実施状況報告・実績状況報告書に押印した際と同じ印を使用  
してください。  
初回及び振込口座が変わった際は、「口座振込依頼書兼登録書」を添付  
してください。  
書類を区に直接持参するか郵送します。  
区は内容を審査し、補助金をお支払いいたします。

**ご注意ください！**

## 印について

印については、交付申請、実施状況・実績報告書に押印した印と同じ印を使用してください。  
また、法人印は使用できません。法人理事長印または、代表者の認印をご使用ください。

## 委任状について

交付申請、実施状況・実績報告、請求、受領において、申請者、補助事業者、受領者が同じでない場合、委任状が必要となります。  
（例：交付申請等は医療機関の院長がおこない、補助金は院長と異なる理事長が受領する場合 委任状が必要です。）  
委任状が必要な場合には、担当にお問い合わせください。

1. 本補助事業を受けた場合、国や都の補助は受けられますか？

(答)本補助事業は、世田谷区独自の補助事業であるため、国や都の補助事業と重複しないと考えておりますが、国・都の補助事業について、区では回答ができないため、直接お問い合わせください。

2. 令和3年度も補助事業を実施していました。遡って補助を受けることはできますか？

(答)申し訳ございません。令和3年度補助事業は令和4年3月31日をもって終了しております。3年度に遡って補助を受けることはできません。

3. 病床確保について、午前中まで他自治体住民の患者が入院していたが、退院し、午後に区民が入院した。どのように考えれば良いか。

(答)1床あたり、区民使用1日につき8,000円の補助となります。  
上記のケースにおいては、1日の使用として計上していただくことになります。

4. 病床確保について、午前中まで区民の患者が入院していたが、退院し、午後に別の区民が入院した。2人分として計上しても良いか。

(答)1床あたり、区民使用1日につき8,000円の補助となります。  
1日に区民2名が利用した場合においても、8,000円の補助となります。

5. 病床確保について、午前中まで区民の患者が入院していたが、午後に別の病棟に転床した。どのように考えれば良いか。

(答)転院・転床については翌日より10日間までの計算となります。そのため、転院・転床した日は病床使用をしておりますので、病床確保事業にて計上してください。

6. 病床使用の基準となる時間は？

(答)午前0時となります。

7. 発熱外来について、当院は時間区分によって通常診療と発熱外来を実施している。補助対象を満たしていると考えてよいか。

(答)発熱外来を1日3時間以上かつ月10日以上実施していれば対象です。

8. 発熱外来を、1日あたり午前10時～正午まで、午後2時～午後4時まで実施している。この場合、3時間以上実施していると考えてよいか。

(答)1日あたり、合算して3時間以上実施していれば対象となります。  
日数は合算しませんので、ご注意ください(例:1日6時間×5日は不可)。

9. 発熱外来について、ホームページで周知しているにも関わらず、その月の検査件数は0件であったが、補助を受けられるのか。

(答)補助要件を満たしていれば、補助対象となります。

10. 発熱外来について、訪問診療を4回おこなう予定だったが、患者からキャンセルの連絡が入り、3回の実施となった。補助を受けられるか。

(答)補助を受けるためには4回の実績が必要となります。そのため、その月は補助を受けることができません。

11. 発熱外来について、発熱・咳等の疑似症状を有する患者に対し4回の訪問診療を実施したが、うち1名はPCR検査をおこなわなかった。この場合、補助を受けることはできるか。

(答)PCR検査件数は対象要件ではありません。4回の訪問診療を実施していれば、補助を受けることができます。

12. 発熱外来について、動線の区分はどのように考えれば良いか。

(答)令和2年度は動線の区分が補助の要件となっておりますが、令和4年度は施設に関する要件は設けておりません。

13. 転院支援について、転院患者を受け入れた後、退院まで30日を要した。  
この場合も、20日間分しか計上できないか。

(答) 20日間分の計上となります。

14. 東京都の転院受入謝金とは異なるのか

(答) そのように考えております。

15. 退院基準を満たした日より5日後に受け入れ態勢が整い、受け入れた。  
この場合も補助対象とならないか。

(答) 区の転院受入事業においては、退院基準を満たした翌日より3日以内に  
転院を受け入れる必要がございます。

16. 転院支援について、患者の搬送に関する支援はないか。

(答) 令和4年度世田谷区新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業  
では、設けておりません。令和4年度東京都新型コロナウイルス感染症医療  
提供体制緊急整備事業において「回復患者等搬送体制確保事業」の支援  
がございますので、ご確認ください。

17. 従業員または入院患者の休診中・病床使用停止中の経営継続について、  
医師等が感染したが、体制を整理し休診をすることなく、診療をおこなった  
自院の努力によるものなので、支援してほしい。

(答) 申し訳ございません。休診となった場合のみ、補助が可能となります。

18. 従業員または入院患者の休診中・病床使用停止中の経営継続につい  
て、院内でクラスターが発生した。急遽、クラスターが発生した病棟をコ  
ロナ病棟とし、東京都に登録をおこなった。この場合の補助については  
どのように考えれば良いか。

(答) まず、病床使用停止となった病床については、実際に病床を停止して  
いた期間については、従業員または入院患者の休診中・病床使用停  
止中の経営継続にて、1床1日あたり8,000円にて計上してください。  
コロナ病棟(専用病床)とした場合には、区民が入院した場合にのみ専  
用病床の確保事業に計上してください。  
上記のように運用を変更した場合、コロナ病床を設けるために、いくつ  
かの病床を休止することが想定されますが、コロナ病床のために休止  
した病床については、補助対象外となりますので、使用停止病床に計  
上することはできません。

19. 新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関にはなっていないが、  
自院入院患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した。そのため、一時  
的に当該病床を新型コロナ病棟として治療にあっていたが、東京都に  
登録せず、患者の受入れ等も行っていない。  
この場合の補助についてはどのように考えれば良いか。

(答) 上記のケースですと、いずれの補助要件も満たしておりませんので、  
補助をおこなうことはできません。

その他、ご不明な点等ございましたら、裏面の担当にお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

**世田谷区 保健福祉政策部 保健福祉政策課**

**電話番号：03 - 5432 - 2427**

**ファクシミリ：03 - 5432 - 3017**